

協定対象労働者の範囲についての協議

弊社は、派遣労働者の待遇の決定について均等均衡方式を採用しています。

2020 年 4 月労働者派遣法改正当時これが原則であったことから上記決定に至りました。

しかし、派遣労働者から、均等均衡方式を採用するという理由だけで労使決定方式を採用する
今までの派遣先へ就業できなくなるのは困る、均等均衡方式をとる他派遣先は通勤距離も方法も
異なり物理的に通勤できない、との意見が多数寄せられました。

そこで、弊社は「派遣先均等均衡方式」と「労使協定方式」両方の制度を併用することとしました。

但し、弊社や派遣先の恣意により、労使協定の対象となる派遣労働者を定めることは派遣労働
者の待遇が不安定となる事から以下基準を定めることとします。

派遣労働者の住所地と派遣先との通勤距離を客観的基準とし、労使協定の対象としなければ
派遣労働者が希望する就業機会を提供できない場合であって、当該派遣労働者から合意を得た
場に限り、労使協定の対象労働者とする。

現労働者代表と上記を確認し合意に至りました。

令和7年 3 月 15 日

株行会社ロータス

代表取締役 岸本 裕之



労働者代表

伊藤 匠

